

犬・猫売買契約書

上当事者間において下記のとおり売買契約を締結する。

第1条（目的物の特定）

甲は乙に対し下表示の犬（以下、犬・猫という）を売り渡すことを約し、乙はこれを買い受ける。

犬の種類（ダックスフンド・チワワ・ミニチュアシュナウザー・スコティッシュシテリア・
プードル・ラブラドールレトリバー・ミックス その他表示された犬種）

（ ）

猫の種類（マンチカン・スコティッシュフォールド・アメリカンショートヘア・ミックス
・ミヌエット・その他表示された猫種）（ ）

毛色（ ）

性別（ ）

生年月日（ ）

特記事項（ ）

第2条（売買価額）

本契約の売買代金額（消費税込）は次のとおりとする。

代金総額： 円

生体代金 円（税込み）

その他費用ワクチン接種 円

マイクロチップの登録料 400 円はデータベース登録時にクレジットカードにてお支払いください。

第3条（販売条件）

犬・猫の販売条件は次のとおりとする。

①

犬引渡方法：直接お迎えもしくは登録事業所での販売契約以降、後日のお届けもしくは輸送

②引渡日予定日：生後 57 日齢以降で双方の都合の良い日程

③ワクチン接種：生後 50～60 日を目安に混合ワクチンを接種（生後 30 日前後にて 3 種ワクチンを接種する場合もあります）

- ④ 血統書：有り　または　無し（ミックスなどの場合）
- ⑤ 血統書の種類：ジャパンケネルクラブ（JKC またはその他団体） 国際血統証明書（猫はインターナショナルキャットクラブ ICC 又はその他団体）
- ⑥ 血統書引渡予定：お引き渡し時もしくは引き渡し後3か月以内に郵送

第4条（支払条件）

甲への支払方法は次のいずれかとする。

- ① 現金一括支払い（銀行振り込み含む）
 - 1. 本契約時に第2条の代金総額を支払う。
 - 2. 本契約時に内金を支払い、残金は前条の犬引渡日の3営業日以内（土日・祝祭日除く月～金）までに支払う。もしくは引き渡し時に残金を精算

振込先：

京葉（けいよう）銀行 小見川（おみがわ）支店

普通口座 5010591

名義：遠藤マッケーブ敦子（エンドウマッケーブ アツコ）

- ② クレジットカード利用支払い

甲が提携する決済サービス会社を利用して支払う。

（他社サイト経由にてご契約の場合には別途手数料が加算される場合あり）

第5条（目的物の瑕疵）

1. 甲が乙へ犬・猫を引渡した後、2週間以内に伝染病が原因で死亡した場合、またはそれに相当する通常の生活が困難な状況に陥った場合、その原因が甲の責に帰する場合は、甲は次の補償を行う。

①

犬・猫の病状が重篤で生命の維持が困難な場合は、無償で同種・同等の代替犬・猫と交換する。

②

前号の代替犬・猫の選定は甲が行う。なお代替犬は犬と毛色、月齢などが多少異なる事がある。

③

本条の伝染病が原因で犬が死亡した場合も、本条①号及び②号と同様とする。

④

本条の代替犬の乙への引渡しは、甲の責が判明したときから 6 ヶ月以内とする。

⑤

本条の獣医師の診療によって犬にウイルス等先天性の疾病等が見られた場合、乙は診断書を医師から取り寄せる必要があり、その費用は乙の負担とする。甲は死亡の場合の代替犬の保障をし、その外の債務は負わない。

2. 乙は緊急の場合を除き、動物病院にかかる前に犬の健康状態などを甲に知らせなければならぬ。

3. 犬の診断結果は、直ちに甲に連絡し、今後の犬・猫の措置について本条 1 項各号に沿って甲乙間で協議を行なう。

4. 乙は犬・猫を診断した獣医師発行の診断書及び領収書の控えを診断を受けた日から 5 日以内に甲に提出しなければならない。

死亡したときも死亡日から 3 日以内に獣医師発行の死亡診断書を提出しなければならない。

5. 甲が本条 1 項⑤号の期日までに乙に代替犬を引渡すことができない場合は、甲は第 2 条（イ）の犬の販売価額を返金することで、代替犬の引渡しを完了したものとする。

第 6 条（生命保証）

代替犬については、前条 1 項⑤号と同様とする。

2. 犬・猫の死亡後 2 日以内に甲への連絡がなく、また 7 日以内に甲への下記各号の書類の

提出がない場合は、前項の補償は出来ない。

① 犬・猫を診断した獣医師発行の死亡診断書

第 7 条（生命補償適用外事項）

前条の生命補償は、犬・猫が次の各号に該当する場合は適用されない。

①

犬・猫の占有者の過失又は故意による死亡。

②

獣医師の健康診断、適切な治療を受けなかつたことによる死亡。

③

伝染病ワクチンの未接種による死亡。

④

事故による死亡、逃走及び盗難。

⑤

補償請求に際して何らかの虚偽の申告が逢つた場合。

⑥

乙以外の第三者からの補償請求

第8条（免責）

甲が乙へ犬・猫を引渡した後、次の事項については、甲は一切の責任を負わない。

①

犬・猫の成長による容姿の変化

②

体格や体重の増加、毛色・毛質の変化、ミスカラー、老化による健康悪化等

③

歯の噛みあわせ不良（オーバー・アンダー）

④

狼爪

⑤

ブルーアイ

⑥

食物アレルギー性の皮膚病・体内外寄生虫

⑦

引き渡し時には予測不可能であった引き渡し後の健康障害、遺伝性の病気及び欠点

2. 甲の責に帰すことのできない事由により、第3条の乙へのお届け途中(空輸、陸送)で犬・猫が負傷又は死亡した場合は、甲は責任は負わない。

ただし、甲の過失により乙へのお届け途中で犬・猫が負傷又は死亡した場合は、甲は以下の補償を行う。

①

死亡した場合は、犬・猫と同種・同等の代替犬を引渡す。なお、代替犬・猫については、第5条1項②号及び④号、同条4項及び5項と同様とする。

②

負傷し、治療費がかかった場合は、甲は第2条（イ）の犬の販売価格を上限として乙に支払い、それ以外の債務は負わない。なお、治療等の扱いについては、第5条2項、4項と同様とする。

③

負傷が重大で犬・猫の飼育が困難な場合は、犬・猫と同種・同等の代替犬を引渡す。なお、代替犬等の扱いについては、第5条1項②号及び④号、同条2項、3項、4項及び5項と同様とする。

第9条（血統書の引渡し）

甲が第3条の犬・猫の血統書引渡し予定日までに、血統書の引渡しが出来なかったときは、乙

は90日以内に引渡しを完了することを甲に催告し、同期間に甲が履行しなかったときは、乙は本契約の解除又は甲に第2条（イ）の犬の販売価額の半額を請求することができる。

2. 犬・猫の血統書申請手違い等の事情により、血統書の交付が第3条の引渡予定日と異なる事が生じたときは、甲は事前に乙にその旨を説明し、新たな引渡予定日を連絡する。なお、甲がその新たな引渡予定日までに血統書の引渡しが出来なかったときも、前項と同様とする。

第10条（甲の損害賠償）

本契約に定めのない事項については、甲に故意又は重大な過失がある場合を除き甲の乙に対する損害賠償責任は、第2条（イ）の価額を限度とする。

第11条（乙の損害賠償）

乙が第4条②号の残金を期日までに支払わなかったときは、甲は通知催告を要せず本契約は解除されたものとし、甲の本契約に伴う損害賠償として第4条②号の前渡金の半額を取得
することができる。

第12条（キャンセル）

乙は甲に対し、理由の如何を問わず、本契約又は第1条に特段の規定のある場合のほかは、本契約締結後の本契約の解除（キャンセル）、犬の返品、交換、売買代金の返還、犬・猫により生じた獣医院における治療費等を含む損害の賠償などの請求をしないものとする。

第13条（契約解除）

甲が第3条の犬・猫引渡日を過ぎ、犬・猫を引渡すことが出来なかったときは、乙は30日以内に引渡しを完了することを甲に催告し、同期間に甲が履行しなかったときは、乙は本契約を解除し、甲に支払済みの犬・猫の代金の返還を請求することができる。

第14条（裁判管轄）

「本契約に関する紛争については、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所もしくは簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

注:文中『犬』とだけ表記がある部分に関しては、契約対象が猫の場合には『猫』と読み換えるものとする

2022年6月1日施行の法律により、マイクロチップの装着が義務付けられているが獣医師の判断により、装着が個体にとって負担が大きいと判断された場合には必ずしも装着済みとは限らない（個体が小さすぎる場合などには成長してからの装着が望ましいと判断される場合もある）マイクロチップの飼い主情報の登録は譲渡後乙がするものとする。

売主（甲） BEAT KENNEL

千葉県香取市大倉 1808-38

遠藤マッケーブ 敦子

動物取扱業 販売：06-香保 9-18

買主（乙）

上記動物のご購入者様 （別途契約書に記入）